

## 石垣・基隆定期航路フェリー開設に係る検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 石垣市における観光産業の持続的発展等の観点から、外国人入域観光客数の大半を占める台湾からの誘客を一層推進するため、航空路線やクルーズ船寄港以外の新規航路の開拓について関係者等の意見を聴取し、課題抽出及びその対応策の検討のため石垣・基隆定期航路フェリー開設に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石垣・基隆定期航路フェリー開設に関する課題の抽出及びその対応策の検討に関する事項
- (2) その他検討委員会において調査及び検討が必要な事項

### (組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地元団体の関係者
- (2) 関係府省庁並びに沖縄県及び石垣市の行政関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条各号に掲げる事項の検討が終了し、その結果を市長に報告するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。
- 3 検討委員会は、委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 検討委員会は、市に対する意見として委員の総意をとりまとめる必要があるときは、出席している委員の過半数の意見をもって市に対する意見として決することができる。

(報償費及び費用弁償)

第6条 委員には、報償費及び費用弁償は支給しない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画部観光文化課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。